

現在の海区漁業調整委員会の委員の任期満了に伴い、漁業法の規定に基づき、以下のとおり次期委員になろうとする者を募集するので公告する。

令和6年9月27日

静岡県知事 鈴木康友

1 募集内容

第23期静岡海区漁業調整委員会委員

2 主な職務

年7～8回程度開催を予定している海区漁業調整委員会に出席し、静岡海区内における漁業に関する以下の事項について審議していただきます。

- (1) 漁業権に関する知事からの諮問
- (2) 入漁権の設定等に関する裁定
- (3) 漁業権、入漁権を適切に行使するための指示
- (4) その他漁業に関する事項

3 募集人数

15名（漁業者委員9名、学識経験者委員4名、中立委員2名）

4 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

5 身分

静岡県の特別職の非常勤職員

6 報酬等

委員会に出席された場合には、県の規程により報酬と旅費をお支払いします。

7 資格要件

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の要件を満たすものとなります。

(1) 共通要件

以下のいずれにも該当しない者

- ア 令和7年4月1日時点の年齢満18歳未満の者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 何らかの公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者
- オ 静岡県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 漁業者委員の個別要件

県内の海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）

(3) 学識経験者委員の個別要件

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

(4) 中立委員の個別要件

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

8 手続等

(1) 問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 東館8階

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

電話番号 054-221-2737 FAX番号 054-221-3288

E-mail:suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 第23期静岡海区漁業調整委員会委員募集要項の配布

ア 交付期間 令和6年9月27日(金)から令和6年10月25日(金)まで

イ 交付場所 静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課ホームページ上

(3) 提出書類等

ア 提出書類 海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（一般推薦用）、同（団体推薦用）又は海区漁業調整委員会委員候補者応募届出書、住民票（抄本、本籍の記載があり発行後3か月以内のもの）、誓約書（様式4号）

イ 提出期限 令和6年10月25日（金）午後5時15分までに持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

9 その他

詳細は、第23期静岡海区漁業調整委員会委員募集要項による。